

西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

出版情報：2012-03
バージョン：
権利関係：

中世後期都市史研究の現状と都市文書研究の今後
—北フランスを中心に—

山田 雅彦

はじめに

中世ヨーロッパの都市文書とはどのように定義することができるだろう。中世都市をめぐっては多様な問題領域に関する研究が行われ、中世都市の史料をめぐってもそこで用いられ、言及されてきた史料群を中心に、多くの知見が得られてきている。しかし、中世都市の史料論としての総合的な見解となると、近年スタンダードな中世古文書学の教本でも特にそれに関するまとまった記述はない¹、D. スメイルやJ. クローストルの重厚な都市史モノグラフィーも地域限定の研究であり²、都市史料に関するマニュアルとして通用する概論や教科書のようなものは未だ存在しない。

本小論は、こうした実態を踏まえつつ、あらためて「史料論」的な立場から都市史料と表現した場合、それが何を表現するのか、あるいは表現すべきなのかを考えようというものである。具体的には、都市ごとに異なるその多様な実態を念頭に置きながら、さらに、ここ四半世紀における当該分野に関する研究の歩みを今一度概観することで、都市史料の存在形態、都市史研究における意味ある史料の活用法を抽出することが目的といえる。議論の最後には、最近筆者が関心を寄せているアミアンの状況にふれているが、これも未だ十分な分析を施したものではないし、結論においても本格的な史料類型論を行うというのでもない。中世都市史料を当時の社会全般のなかに置き直して考えようとした、都市史料相対論のための試論、と理解いただければ幸いである。

1. 都市文書に関する一般的見解

都市史料の形態は、大きく二つに分けられる。一つは、特権の公布を内容とするような国王文書、司教文書などの一片書類。他一つは、カルテュレール（文書集成帳）、レジスター・ルジストル（帳簿）、ロール（巻物）など名称はいくつかあるものの、複数の書状を束ねて「管理」したものである。パンカルトや複数の一片書類を縫い合わせてまとめたものなど、中間形態も見られるが、一般的には、都市文書の多くが、形態面において、中世中期（盛期）から中世後期にかけて前者から後者へと移行していくことは間違いのないことである。

中世ヨーロッパの諸都市の多く（さらに、村落の一部）では、12世紀以降にながしかの自治的権限の保有を国王・諸侯権力から公認され、次第に都市自治体や都市自治体の代表者の名で固有の書状や記録を作成するようになっていくプロセスがある。かつて筆者も、フランスからネーデルランドにかけての地域を主な対象地として、そこでの公正証書の発展に関しては4つの段階で文書作成・管理の進化が確認できると述べたことがある³。これはオランダ・ホルントの中小都市の文書研究を行ったダイクホフの見解⁴を参考にして提示したものだが、北フランスからフランドルの主要な都市も含めて、筆者なりに整理し直してみたものであった。こうしたプロセスの当否は対象とする地域を広げていくにつれ、修正や見直しが必要となるであろうが、さしあたりの都市文書の発展モデルのたたき台としては十分な意味を持つと考える。

¹ Guyotjeannin, O., Pycke, J. & Tock, B.M. (2006), *Diplomatique médiévale*, 3e éd. Brepols.

² Smail, D. L. (2003), *The Consumption of Justice. Emotions, Publicity and Legal Culture in Marseille, 1264-1423*, Ithaca/London; Claustre, J. (2007), *Dans les geôle du roi. L'emprisonnement pour dette à Paris à la fin du moyen âge*, Paris.

³ 拙稿(2009)「中世都市の文書管理—北フランス・ネーデルランドの諸事例に見る—」岡崎敦編『西欧中世文書の資料論的研究—平成20年度研究成果年次報告書』九州大学、25-39頁。

⁴ Dijkhof, E. (2000), *The growing literacy in the Towns of the County of Holland and Zeeland*, Prevenier, W. & Th. De Hemptinne (dir.)(2000), *La diplomatie urbaine en Europe au moyen âge. Actes du congrès de la*

さて、都市史料として了解される史料群は、以上のプロセスにおいて生じたもので、都市自治体の権限に関わる記録、あるいは都市自治体の権限によって作成された記録を指すのが一般的である⁵。都市の規模や性格（経済中心か宗教中心かなど）に応じて、種類に偏差が出てくるもの、たとえば都市自治体の権限に関わる記録としては、諸侯・領主層によって認められた「都市法」「都市特権文書」がまず挙げられる。また、自治公認をめぐる繰り広げられた闘争や交渉の過程で生じた文書群（特に、部分的な権利容認の書状など）も、都市自治体などが後代自身の作成するカルテュレールにそれを転写する事実が端的に物語るように、同じく都市自治体にとって重要な記録であった。都市自治体となってからの対外交渉文書と同様に、これらもまた発給者が誰であろうとも、都市史料として位置づけておくことに異論はない。

以上は、自治権限の獲得に関する史料群である。当時の都市自治体の統治実践にとって、また現在の都市史研究においてそれ以上に重要視されるのは、自治権限獲得後次々と増えていったさまざまな種類の規範と実践の記録である。たとえば、フランドルや北フランスなどの先進的な都市では13世紀から作成の始まる会計記録（会計簿）、個々の条例・行政命令とそれをまとめた登記簿、それも包含するような都市法更新帳簿などがそれを代表する。また、すでに言及した都市作成の文書カルテュレール *cartulaire* も、13世紀から14世紀にかけて多くの都市で作成され始める。当初認められ付与された一件書類の都市法や都市特権文書のほとんどは、オリジナル文書よりもこの種の整理された帳面への転載によって今日伝来しているケースがほとんどである。ちなみに、この種のカルテュレールは目的別に作成されることで、一都市でも何冊も編まれることがあった。したがって、その内容も王文書・教皇文書から都市条例のレベルまで、史料学的には一律ではない記録を盛り込んだものとなっていることが多い⁶。さらに、今後研究の進むと思われる史料群として、都市評議会等の議事録 *deliberation* が、15世紀以降になると豊富になってくる⁷。

さらに都市自治体による一定の裁判権限の獲得により、司法面に関わる記録も現れてくる。そのうち、自治体書記、あるいは自治体の有力者個人名によって公正証書を作成したり（今日の確定日付の押印にも似た作成済み証書への印章の添付といった行為も含む）、帳簿によって契約自体を登記して管理したりと、都市ごとに方式は異なるものの、多くの自治体が私契約や自治体と民間団体との間の契約について自らの権限において書状を作成して公示・告示する行為を拡大していった。いわゆる非訟裁判権 *jurisdiction gracieuse* 執行にもとづく記録群である⁸。この種の記録は都市によってかなり多様

Commission internationale de Diplomatie, Gand, 25-29 août 1998, Leuven

⁵ 以下の都市資料の概論的整理については、注4にあげた文献、及び拙稿(2006)「中世北フランス・ネーデルラントにおける都市当局による私法行為に関わる文書業務の拡大とその歴史的意義—ドゥエの事例を中心に—」神實秀夫編『西欧中・近世における国家の統治構造と機能（科学研究費補助金研究報告書）』九州大学、44-53頁を参照。

⁶ 都市におけるカルテュレールの普及については、Bourlet, C. (2008), *Carulaires municipaux du nord de la France; quelques elements pour un typologie*, Société des études médiévales du Québec (ed.) (2008), *L'écrit et la ville (Memini. Travaux et documents, t. 12)*, Ottawa, pp. 23-41.

⁷ Guilbert, S. (2001), *Registre de délibérations du conseil de ville de Châlons-en-Champagne (1417-1421)*, Châlons-en-Champagne の刊行を機に研究の活性化が起こりつつある。

⁸ このテーマに関しては、Fournier, P. (1879), *Etude diplomatique sur les actes passés devant les officialités au XIIIe siècle*, *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t.40, pp. 260-331; Carolus-Barré, L. (1935), *L'ordonnance de Philippe le Hardi et l'organisation de la juridiction gracieuse*, *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, t. 96; Bautier R.-H. (1958), *L'exercice de la juridiction gracieuse en Champagne du milieu du XIIIe siècle à la fin du XVe siècle*, *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*. 1958, t.116, pp. 29-106; Id. (1989), *L'authentification des actes privés dans la France médiévale : notariat public et juridiction gracieuse*, dans *Notariado público y documento privado : de los orígenes al siglo XIV (Actas del VII Congreso internacional de diplomática, Valencia, 1986)*, Valencia, 1989 (Papers i documents, 7), pp. 701-772; reproduit dans Id., *Chartes, sceaux et chancelleries*, t. I, pp. 269-340; Gyotjeannin, O. (1991), *Jurisdiction gracieuse ecclésiastique et naissance de l'officialité à Beauvais (1175-1220)*, dans *A propos des actes d'évêques. Hommages à Lucie Fossier*, Nancy, pp. 295-310 の諸研究がフ

な形態をとっていたことはすでに別稿で論じてきた。たとえば、北フランスのドゥエ Douai では、シログラフ *chirographe* と呼ばれる同内容の写しを複数作成して契約当事者の双方に持たせる方式をとっていた。しかも、同市では、3通目も作成してそれを自治体の下で保管するという入念な管理が特徴的であり、この方法は15世紀終わりまで続けられた⁹。シログラフ方式はドゥエよりはすこし南のアミアン Amiens 市当局でも実施されていた。しかし、ここでは長い間一般的な2通シログラフの方法でしかなかったため（すなわち都市当局に保管される書状が存在しなかったため）、14世紀の末には書状の真偽をめぐる裁判上の遅延行為が生じるようになっていた。結局アミアンでは、こうした事態を受けて1440年代からいっさいの私契約の告示を、シログラフではなく、都市の書記の作成する帳面での登記によるものに切り替えていった¹⁰。

その他、内容面でもこの種の契約管理の書類は都市の規模に応じて多彩になってくる。土地家屋のみに限定した取引記録、都市関連のレント売買記録などがその一例である。また、都市裁判所がかなりの射程をもって機能した（＝上級裁判権の一部も保持していた）都市自治体では、都市法廷での裁判記録も存在する¹¹。しかし、この次元になってくると、都市間での格差は非常に大きくなる。何よりも中世後期の裁判権となると、都市自治体の自治権に限定される問題ではなくなってくる。既存の都市領主層や教会・修道院の権限との関係というだけでなく、時代が下るにつれてその重みを増す国王権力の存在は最重要なファクターとなって、都市社会に覆い被さってくるのである。この問題はあともふれることとなる。

以上詳細の面での都市間の違いはあるものの、中世後期都市社会の作成した記録については、その全貌を示すことが困難なぐらいにその量と質は豊富である。その豊富さは以前より学位論文作成のための材料を多くの研究者に提供してきた。とりわけ、フランスでは特定の一都市を対象に、徹底してその地方史料を読みこなし書き上げられたモノグラフィ（例：J. シュネーデル氏のメツ Metz 史研究¹²、P. デポルト氏のランス Reims 史研究¹³）は、中世後期史に関するフランス中世学界の学位論文の質の高さを象徴するものである。研究の蓄積はやがて、歴史学界全体におけるある種の転換とともに、論文の「素材」の地位に甘んじていた多彩な史料群そのものに、分析の矛先を向けるようになる。その経緯について、ここ四半世紀間の都市史研究を取り巻いた状況を次に見ていくこととする。

2. 変化し始めた史学、中世史学、都市史学

中世後期を中心とする都市社会史研究が積み重ねられるなか、文字通り様々な「発掘」が行われて

ランス学界では積み重ねられてきた。近年はクローストルらの精力的な研究もあり、再びフランスなどを中心に、次の研究集会報告が都市と農村の公証の問題に焦点を当てている。Arnoux, M. et O. Guyotjeannin (dir.) (2011), *Tabellions et tabellionages de la France médiévale et moderne, actes des journées d'études des 23 et 24 septembre 2005 et 7 septembre 2007*, Paris (Mémoires et documents de l'École des chartes, no 90). さらに南欧地域を中心に公証や公証人に関する総合的な研究企画として、Menant, F. et O. Redon, (dir.) (2004), *Notaires et crédit dans l'Occident méditerranéen médiéval: colloques organisés à Nice et Bordighera en octobre 1996 et à Lyon en décembre 1997*, Rome; Faggion, L., Mailloux, A. et L. Verdon (dir.) (2008), *Le notaire, entre métier et espace public en Europe, VIIIe-XVIIIe siècle*, Aix-en-Provence がある。

⁹ Howell, M.C. (2002), *Documenting the Ordinary: The Actes de la Pratique of Late Medieval Douai*, Kosto, A.J. & A. Winroth (eds.) (2002), *Charters, Cartularies, and Archives. The Preservation and Transmission of Documents in Medieval West, Preceedings of a Colloquium of the Commission Internationale de Diplomatie (Princeton and New York, 16-18 September 1999)*, Toronto; Id.(1998), *The Marriage Exchange: Property, Social Place, and Gender in Cities of the Low Countries, 1300-1550*, Chicago.

¹⁰ 拙稿(2010)「中世後期アミアンにおける契約登記簿の誕生 —都市自治体による非訟裁判権 <jurisdiction gracieuse>の行使を軸として—」『史窓』(京都女子大学史学会) 61号、440頁。

¹¹ 一例としてヘントの場合など。Nicholas, D. (1985), *The Domestic Life in a Medieval City: Women, Children and the Family in the 14th century Ghent*, Nebraska.

¹² Schneider, J. (1950), *La ville de Metz aux XIIIe et XIVe siècles*. Nancy.

¹³ Desportes, P. (1979), *Reims et les Rémois aux XIIIe et XIVe siècles*. Paris.

きていた。1970年代にA. デルヴィルが学位論文の対象としたサン＝トメール Saint-Omer 市では、ヴェルプ *werp* と呼ばれる商取引に関する覚書が初めて活用された¹⁴。これは19世紀末のジリーの研究¹⁵では言及されなかった史料群である。また、ランスではかつてP. ヴァランによって編集されていた都市の行政・司法史料集成¹⁶が、ようやくデポルトによって本格的に分析対象とされた。しかし、「都市史料論」が開花するには、今すこし別のファクターの介在が必要であった。

それは、1980年代から1990年代にかけての歴史学界全体における研究アプローチや問題関心の抜本的な核心である。たとえば、中世の現象を読みとる際に法人類学的手法を応用したアメリカ中世史学界の手法¹⁷は、80年代前半からフランス学界にも知られるようになっており、やがてその影響は拡大して、フランスをはじめとするヨーロッパ諸国でも紛争とその解決をめぐる、新しい史料理解とその読み方が出るようになる。フランス人の研究者では、都市史というわけではないが、北フランスを主にフィールドとするD. バルテルミー、南フランスを主な領域とするM. ブーラン＝ドリュオー、中世後期王権論に関するCl. ゴヴァールはその代表である¹⁸。この面での問題関心の刷新の影響は、絆、コミュニケーション、儀礼、空間といった要素を歴史学の主要なテーマとし、人間同士の関係、社会的な結合関係、その舞台の読みときを、従来の封建制という概念の縛りから解放することにつながり、このあと見るような様々な成果につながってきている。ここでは大きく取り上げないが、例えば君公と都市の関係について、単なる権力闘争史ではなく、儀礼や社会的結合の問題を強く意識した「都市反乱」の研究が、90年代の頃より行われるようになった。この面では特に、フランス王国北部を含む中世後期のブルゴーニュ国家、あるいはネーデルランド諸邦の諸都市を対象に、まとまった成果が今日出てきている¹⁹。

また、1980年代におけるヨーロッパ財団による「近代国家の起源」に関するプロジェクト研究の立ち上げが、中世後期の国家と社会に関する研究の蓄積を促進したことは確かである。旧来のような単線的発展史観からではなく、中世後期から近世の頃の初期国家的現象を歴史的な経験として叙述することこそ重要であり、経験の蓄積による制度のブリコラージュ的生成として近代国家を捉えようとした試みであった²⁰。特に、国家的な枠組みが立ち上がっていく、その初源的な形態を考える上では、実態面でも史料面でも「財政」「租税」の分野が注目された。こうして90年代から2000年代にかけ

¹⁴ この学位論文は直ちに出版されなかったが、一般向けに改変して次の形で刊行された。Derville, A. (1995), *Saint-Omer: des origines au début du XIVe siècle*, Lille. また、デルヴィルはそれ以前にも、同市の都市条例帳に関する自身の史料論的探査の一端を Id. (1983), *Le registre aux bans de Saint-Omer*, Goffin (P.) (ed.), *Code et constitution. Mélanges historiques. Wetboek en grondwet in historisch perspectief. Liber amicorum J. Gilissen*, Antwerpen, pp.77-87 として公にしていた。

¹⁵ Giry, A. (1877), *Histoire de la ville de Saint-Omer et de ses institutions jusqu'au XIVe siècle*, Paris.

¹⁶ Varin, P. (1843), *Archives administratives de la ville de Reims*, Paris; Id. (1844), *Archives législatives de la ville de Reims*, Paris.

¹⁷ 様々な研究者がいるが、ここではノースカロライナ大学の White S. D. (1988), *Customs, Kinship and Gifts to Saints. The Laudatio Parentum in Western France (1050-1150)*, Chapel-Hill/ London を挙げておく。

¹⁸ Barthélemy, D. (1993), *La Société dans le comté de Vendôme de l'an mil au XIVe siècle*, Paris; Bourin-Derruau, M. (1987), *Villages médiévaux en Bas-Languedoc, genèse d'une sociabilité Xe- XIVe siècle XIIIe-XIVe siècle*, 2 vol., Paris; Gauvard, Cl., (2010), <De graces especial>. *Crime, Etat et société en France à la fin du moyen âge*, Paris (初版は1991年) .

¹⁹ ブレポルズ社から出版されている *Studies in European Urban History, 1100-1800* のシリーズのうち、17号、23号が都市反乱に関する新しい成果の代表である。Haemers, J. (2008), *For the Common Good. State Power and Urban Revolts in the Reign of Mary of Burgundy (1477-1482)*, Turnhout; Weis, M. (2010) (dis.), *Des villes en révolt. Les 'Républiques urbaines' aux Pays-Bas et en France pendant la deuxième moitié du XVIe siècle*, Turnhout. さらに同シリーズ 8号の Klementilä, H. (2006), *Epitomes of Evil. Representations of Executioners in Northern France and the Low Countries in the Late Middle Ages*, Turnhout も参照。

²⁰ Bulst, N. & J.-Ph. Genet (dir.) (1988), *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l'Etat moderne (XIIIe- XVIIe siècles). Actes du colloque de Bielefeld, 29 novembre- 1er décembre 1985*, Paris; Tilly, Ch. & Blockmans, W.P. (eds.) (1994), *Cities and the Rise of States in Europe, A.D. 1000 to 1800*, Boulder/San Francisco/Oxford.

て、中世後期の豊富な会計記録の発掘とその分析方法の確立が進んだ²¹。さらに、これらをベースに都市の「統治論」 *gouvernement*、都市自治体に関する同時代的理解そのものについて、A. リゴディエールらを中心に新しい総合研究が相次いだ²²。我が国でも、藤井、花田、中堀らによる貢献はよく知られるところである²³。また関連して、先に述べた関係論・実態論の重視の傾向は、財政史の捉え方においても旧来型の私的なものから公的なものへという平板な図式を描くのではなく、むしろその時々における方法と考え方の組み合わせ、そして何よりも会計業務などに従事した人物、エリート層の系譜とその手練を主題とするようになっていく²⁴。

以上のような進展の背後には、1980年代から90年代初頭にかけてポストモダンの相対主義の影響が歴史学界にも遅まきながら襲ってきたという事実も見ておくべきである。歴史学がそれまで主張していた「史料」にもとづく「実証」、そして「理解」「認識」について、その恣意性をめぐって鋭い他者批判、あるいは自己批判が噴出してきた。果たして我々は過去をそれとして語ることはできるのか、歴史を客観的に書くことはできるのか、いわゆる「言語論的転回」をめぐる議論の嵐が歴史学界を席卷したことは、今から振り返ると妙に懐かしいものである。すでにそれ自体が歴史的な出来事さえある。「言語論的転回」をめぐる議論に対する答えが明確に出たとは記憶していないが、研究者個々人が各々のスタンスを持つことになったことは疑いない。方法論が研究領域や主題に応じて自由であり、微妙に異なるのは当然だが、少なくとも素朴実証主義や極度に切り切った問題関心優先主義を振りかざす人は皆無になったと思われる²⁵。いわば研究者はより慎重になり、具体的事物に「拘泥」するようになったということである。歴史学のあたかも存亡をかけた論戦は、1990年代から2000年代にかけて、「差異」の歴史学を以前以上に重視し始め、さらに歴史的事象を読み解くためのテキスト論、史料分析法、史料論を発達させていった。

ちなみに、それまで多くの歴史学者がなかなか捨てきれずにいた発展段階論信仰が、80年代から90

²¹ Menjot, D. et M. Sánchez-Martínez (dir.) (2002), *La fiscalité des villes au moyen âge, t.3, La distribution de l'impôt*, Toulouse はその一つの帰結である。

²² Rigaudière, A. (1993), *Gouverner la ville au moyen âge*, Paris; Coulet, N. & Guyotjeannin, O. (dir.) (1998), *La ville, t.2, Sociétés et pouvoirs dans la ville*, Paris; Bove, B. (2004), *Dominer la ville. Prévôts des marchands et échevins parisiens de 1260 à 1350*, Paris; Paquay, I. (2009), *Gouverner la ville au bas Moyen Âge. Les élites dirigeantes de la ville de Namur au XV^e siècle*, Turnhout (Studies in European Urban History, 1100-1800, no 16); Titone, F. (2009), *Governments of the Universitates: Urban Communities of Sicily in the Fourteenth and Fifteenth Centuries*, Turnhout (Studies in European Urban History, 1100-1800, no 21). またこれらの成果と関連して、都市共同体、都市の公共善についての興味深い集いもある。E. Lecuppre-Desjardin, A.-L. Van Bruaene (eds.) (2010), *De Bono Communi. The Discourse and Practice of the Common Good in the European City (13th-16th c.). Discours et pratique du Bien Commun dans les villes d'Europe (XIII^e au XVI^e siècle)*, Turnhout (Studies in European Urban History, 1100-1800, no 22).

²³ 三氏の研究については、たとえば『社会経済史学』77巻2号(2011年秋刊行)に掲載された特集「ブルゴーニュ国家における財政システムの形成」関連の論文を代表として挙げておく。その他、多数の業績あり。

²⁴ Société des Historiens Médiéviéistes de l'Enseignement Supérieur Public (éd.) (1997), *Les élites urbains au moyen âge. XXVII^e congrès de la S.H.M.E.S. (Rome, mai 1996)*, Paris. なお、以前より中世後期の都市エリートによる社会地誌的棲み分けの問題は随所に議論されてきていたが、これを中世前期にまで遡って行う、しかも非常に精緻な研究がイギリス都市の諸事例を中心に近年積み重ねられてきており、この分析は可能な範囲で北フランスに及びつつある。Lorans, E. (2007), *Les élites et l'espace urbain : approches archéologique et morphologique (France du Nord et Angleterre, du Ve au Xe siècle, dans Depreux, Ph., Bougard, F. Et R. Le Jan (dir.) (2007), Les élites et leurs espaces. Mobilité, rayonnement, domination (du Vie au Xie siècle)*, pp.67-97などを参照。ちなみに、この間に出た中世後期の北フランス都市研究で、都市エリートの実態を地誌的問題も含めて検討した個別具体的成果として、Bove, B. (2004), *Dominer la ville. Prévôts des marchands et échevins parisiens de 1260 à 1350*, Paris を挙げておく。

²⁵ リチャード・J. エヴァンズ著、今関恒夫他共訳(1999)『歴史学の擁護—ポストモダニズムとの対話—』晃洋書房などを参照。

年代にかけて東欧・ソ連の社会主義世界の崩壊を機に一気に消えたことも、代替案としてポストモダンの発想を取り込む一助となったといえる。しかし、一連の「社会主義」国家の崩壊や「民族」間紛争の出現によって、いっさいを捨て去る必要は本来まったくなかったと思われるが、かつて歴史学(者)が持っていた不思議な現実的使命感のような思いが、あの自己反省＝大転向につながったようにも見える。それはともあれ、その事実は、歴史学界から次第に伝統的な社会構造論としての社会経済史の研究手法を遠ざけていった。

ここに、グランドセオリー志向から個別事例における差異の重視へと研究の重心がシフトするわけだが、これには、いずれの先進諸国でも主に財政的な理由をバックにして、大学における研究、特に人文社会系の研究実践が以前よりシビアになってきたことも少し関係しているように思われる。いわゆる「説明責任」accountabilityという言葉は90年代からが少しずつ浸透し始め、今やまるでごく普通の言葉となってきたが、この「傾向」もまた研究内容の変化に影響していると筆者は考えている。ヨーロッパ中世都市史研究のテーマが新しい問題関心にもとづくものであるのは言うに及ばず、可能な限り「検証」可能な要素を強くする、あるいは他の学問領域との調和や融合の度合い、すなわち「学際性」をますます志向するようになった、ということである。これは何も日本に限った話ではない。むしろ1990年代以降のヨーロッパ各国の歴史学界ではっきりとその傾向を確認することができる。

3. 中世後期都市社会史研究の興隆

1990年代から2000年代にかけての都市史研究の流れを、今すこし追いかけてみたい。中世後期の都市史については、旧来のような個人による総合的都市史の刊行は目立たなくなってきた。むしろ、そうした堅実な成果はベースとして重要であるが、むしろ、特定テーマを設定して地域的な差異や比較を行う研究集会の企画が非常に盛んになっていて、そして、研究者はこうした機会によって自らの見解を公にし始めているように思われる。都市史に限っていえば、90年代前半までは、財政、エリート層などの分析を通して都市と国王・諸侯の関係を議論するものが中心であったが、今ではさらにテーマは多様化している。そのなかで、筆者は、①史料論(記録)、②生活実態(経済生活)の2つのサブテーマが2000年をはさんで重要になっていると見る。

このうち①は、1990年代の初めから個別の公証人などに関する研究論文が多く出て²⁶、その後1997年のR.ブリットネル編の論集から2000年刊行の『都市文書研究集』(W.プレヴニール及びTh.デ＝ヘンプティンヌによる共編)をへて、2001年の都市の法制に関するコーシー編の都市の法制に関する論集と成果が連なる²⁷。他の都市に限らない全般的な史料論に関わる研究集会の成果(K.ヘイデッケル編のカルテュレールをめぐる論集²⁸など)とともに、2000年をはさむ5・6年の間に、集中的に議論が積み重ねられている。カナダでも2002年にトロントで、2008年にはオタワで、同様の中世都

²⁶ Wyfels, C. (1991), *Analyses de reconnaissances de dettes passées devant les échevins d'Ypres, 1249-1291: éditées selon le manuscrit de Guillaume Des Marez*, Bruxelles; Murray, M. (1993), The Profession of Notary Public in Medieval Flanders, *Tijdschrift voor rechtsgeschiedenis*, dl. 61, pp. 3-31; Schmidt, P.-D. (1993), Les actes notariés en Flandre au moyen âge, *Tijdschrift voor rechtsgeschiedenis*, dl. 61, pp. 33-52; Godding, Ph. (1995), Les ordonnances des autorités urbaines au moyen âge. Leur apport à la technique législative, dans Duvosquel, J.M. & Thoen. E.(éds.). *Peasants & Townsmen in Medieval Europe. Studia in honorem Adriaan Verhulst*, Gent, pp.185-201; Arnoux, M. (1996), Essor et déclin d'un type diplomatique: les actes passés coram parochia en Normandie (XIIe-XIIIe siècles), *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, t.154, pp. 323-357.

²⁷ Britnell, R. (ed.) (1997), *Pragmatic Literacy, East and West 1200-1330*, Woodbridge (UK)/ Rochester (USA); Prevenier, W. & Th. De Hemptinne (dir.)(2000), *La diplomatie urbaine en Europe au moyen âge. Actes du congrès de la Commission internationale de Diplomatie, Gand, 25-29 août 1998*, Leuven; Cauchies, J.-M. & E. Bousmar (dir.)(2001), <Faire bans, edictes et statuz>: légiférer dans la villes médiévale. *Sources, objets et acteurs de l'activité législative communale en Occident, ca. 1200-1500. Actes du colloque international tenu à Bruxelles les 17-20 novembre 1999*, Bruxelles, 2001.

²⁸ Heidecker, K.(ed.) (2000), *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society*, Turnhout.

市史料めぐる研究集会報告が公刊されている²⁹。特に後者は都市カルチュラルに関する貴重なまとめとなっている。

また②については、1997～1999年、2003年、2006年、2009年と、都市における生活水準や負債の問題が扱われ、これは農村部も含めて大きなテーマとなってきた³⁰。執筆者群を見ると、かつて社会経済史、特に農村社会経済史に関与していた人々が多数を占めており、彼らは問題関心を精選・刷新して新しい社会経済史、データ分析の射程を拡大した社会経済史を標榜していることは疑いない³¹。

ところで、地域をまたいで比較研究の集会を積み重ねることで、北フランスやネーデルランドの歴史的な事象をめぐって、イタリアや南フランス、スペイン都市史の成果が援用されるようになってきていることに注目したい。第1節で述べた非訟裁判権関連の公証文書の問題は、中世後期マルセイユ史を研究したスメイルとパリ史の研究者であるクローストルとを出会わせ、ヨーロッパの南と北における都市の公証の比較という大きな問題を提起することとなった。

それに関連して、近年ともにクローズアップされてきているテーマが都市の裁判である。90年代から2000年代において、「統治」や「権力」 *pouvoir* 全般が主題とされるものが多い³²が、ここ数年はさらに主題を限定して「裁判」（司法） *justice* という語を表題にあげる研究がでてきている³³。実は、先に述べた②の研究で、信用経済の広がりに伴う「負債」問題への多発が、中世後期社会で多くの紛争を生み出していることが述べられてきた。ここで取り上げる最近の都市「裁判」史研究も、従来のような法制史的な地平を目標にするものではなく、むしろ、下層民を中心とする負債の増加など、新たな社会問題に対して公の裁判はどのように対処したのか、いかなる紛争解決のシステムが機能し、具体的に実践されていたのかという、紛争解決史、あるいはより一般的に社会史的な関心の強いものである。しかも、その種の裁判権限を都市当局が保持するとしてもその有効範囲・射程はどこまで及ぶのか、また王権や他の権力との関係はどうなのかなど、裁判権限の帰属関係、司法権の広域的分析が都市史の研究に入り込んでくるのも特徴的であるし、何よりも当該裁判の前後を記録する史料状況に

²⁹ Kosto, A.J. & A. Winroth (eds.) (2002), *Charters, Cartularies, and Archives. The Preservation and Transmission of Documents in Medieval West, Proceedings of a Colloquium of the Commission Internationale de Diplomatique (Princeton and New York, 16-18 September 1999)*, Toronto; Société des études médiévales du Québec (2008), *L'écrit et la ville (Memini. Travaux et documents, t. 12)*, Ottawa.

³⁰ Bernoux, P. et J.-M. Servet (dir.) (1997), *La construction sociale de la confiance*, Paris; Berthe, M. (éd.) (1998), *Endettement paysan et crédit rural dans l'Europe médiévale et moderne*, Toulouse; Sosson, J.-P., Thiry, Cl., Thonon, S. et T. Van Hemelryck (éds.) (1999), *Les niveaux de vie au moyen âge. Mesures, perceptions et représentations. Actes du colloque international de Spa, 21-25 octobre 1998*, Louvain-la-Neuve; Menant, F. et O. Redon, (dir.) (2004), *Notaires et crédit dans l'Occident méditerranéen médiéval: (colloques organisés à Nice et Bordighera en octobre 1996 et à Lyon en décembre 1997)*, Rome.; Claustre, J. (dir.) (2006), *La dette et le juge. Jurisdiction gracieuse et juridiction contentieuse du XIIIe au XVe siècle (France, Italie, Espagne, Angleterre, Empire)*, Paris; Schofield, Ph. R. & T. Lambrecht (eds.) (2009), *Credit and the Rural Economy in North-western Europe, c.1200-c.1800*, Turnhout. さらに、最初に挙げたクローストルのバリ研究 Claustre, J. (2007), *Dans les geôle du roi...* もこれら一連の負債研究と重なってくる。

³¹ 負債の問題と関連して、Van Bavel, J. P. & Ph. R. Schofield (eds.) (2008), *The Development of Leasehold in Northwestern Europe, c.1200-1600*, Turnhout のような研究論集も出ている。

³² Lemaître, A. J. et O. Kammerer, *Le pouvoir réglementaire : dimension doctrinale, pratiques et sources, XVe et XVIIIe siècles. Actes du colloque de Mulhouse, 11-12 octobre 2002*, Rennes; Leveuleux-Teixeira, C., Rousselet-Pimont, A., Bonin, P. et Fl. Garnier (ed.) (2011), *Le gouvernement des communautés politiques à la fin du moyen âge. Entre puissance et négociation : Villes, Finances, Etats. Actes du colloque en l'honneur d'Albert Rigaudière*, Paris; Pécout, T. (dir.) (2010), *Quand gouverner, c'est enquêter. Les pratiques politiques de l'enquête princière (Occident, XIIIe-XIVe siècles). Actes du colloque international d'Aix-en-Provence et Marseille, 19-21 mars 2009*, Paris. これらにおいては南欧地域に関する研究成果が多い。

³³ Chifforeau, J., Gauvard, Cl. et A. Zorzi (éd.) (2007), *Pratiques sociales et politiques judiciaires dans les villes de l'Occident à la fin du moyen âge*, Rome; Hilaire, J. (2011), *La construction de l'état de droit dans les archives*

関する分析が精緻になっている。その代表的な研究として、クローストルによる論集、彼女自身によるパリのシャトレ裁判所とその監獄研究³⁴、最近では S. アメルによるサン＝カンタン Saint-Quentin 市の裁判研究³⁵が北フランスに関する第一の成果といえる。いずれも王権と社会の関係を追究してきた C. ゴヴァール³⁶の弟子筋の研究である。こうした傾向は今後しばらくフランス語圏に限らず続くと思われる。

以上、北フランスを中心にここ四半世紀の都市史研究の動向を見てきたが、権力と統治のあり方、支配と被支配の関係、特に急速に変化する信用経済のなかで生まれる「負債」に対する社会的・法的関係など、特にここ 10 年ほどの間に中世後期都市社会史は新しい問題提起を史学界に喚起している。しかも、どの面でも都市による文書行政のあり方が重要なベースとなっていることは疑いない。言いかえると、社会と経済と法制の三者が政治のレベルでどのように実態として結合しているのか、これを史料論を基礎においてミクロに考察している、というのが研究の現状であろう。

おわりに

パリに関するクローストルの研究成果は、14-15 世紀のパリとその周辺において一般大衆のレベルでたくさんの信用貸しが行われ、その多くは返済不可能となって、パリのシャトレ裁判所に抑留されていく過程を、社会史的かつ文書学的に示した。ただし、実際にはおおかたの場合、当局は刑務所のキャパシティの問題などもあって、投獄を短期間にするとか、延期するなどの処置を施し、むしろ当事者同士の間で新しい契約を結ばせ、再返済の道を保証したことともいう。こうした興味深い事実が明らかになったのも、これらいずれのプロセスについても、パリのシャトレ裁判記録にその記録がまとまって伝来するからであり、さらに言えば、クローストルが史料論の立場から記録群を体系的に分析しているからである。パリのシャトレ裁判所は、実際のところ真に都市「自治」的な裁判所といえるのか定義が難しい。むしろ、14 世紀以降次第に強まるパリの王都的性格のもと、この裁判所は国王代官による国王直轄裁判所と理解するほうが法制史的には正しいのであろうが、パリ市民の生活を知る上では、その史料は疑いなく「都市史料」である。都市史の進展は自治云々という基準だけでなく、都市的と表現できる領域・定住内に生活する人々の営み全般（統治も非支配も含めて）に関する、広い意味での生活史でなくてはならない。その意味で、都市空間に関わるすべての記録を「都市史料」と呼ぶことは十分に許されることであろう。

この点で、筆者が最近分析を始めたばかりのアミアン市では、都市自治体固有の記録にはこの種の負債に関する最終的な判断を下した記録が伝来していない。アミアン市はすでに述べたように、1440 年代から固有の契約登記簿を作成して私契約の管理に当たるが、その中身は種々の契約の記載に終始するもので、当然目的から言ってもその不履行に関する懲罰等を記載する記録ではない。それではその種の後者の記録が伝来するののかと言えば、このあたりがそれほどはっきりとはしない。1470 年代末から 1490 年代にかけての「仮占有」*hipotheque* 関係の行為のみを記した別冊の登記簿が伝来するが、これも負債の返済をめぐるというよりも、約束の財産譲渡や遺贈行為の強制執行などのためであることが多い³⁷。おそらく負債による罰則等の言い渡しなどは、別途裁判法廷記録が存在するはずだが、これが都市自治体の権限の範囲にあるのかどうか、それは今後史料面と法制面の双方から迫っていく

judiciaires de la cour de France au XIIIe siècle, Paris.

³⁴ 注 1 に挙げたクローストルの文献を参照。

³⁵ Hamel, S. (2011), *La justice dans une ville du Nord du Royaume de France au Moyen Âge. Étude sur la pratique judiciaire à Saint-Quentin (fin XIe-début XVe siècle)*, Turnhout (Studies in European Urban History, 1100-1800, no 24)

³⁶ ゴヴァールの研究は多いが、ここでは注 31 に挙げた諸文献にも寄稿している点を付け加えておく。

³⁷ アミアン市に伝来する非訟裁判権に基づく契約登記簿については、いずれ別稿においてその概要を示す予定である。さしあたりは、注 7 に挙げた拙稿(2010)「中世後期アミアンにおける契約登記簿の誕生」『史窓』.421-444 頁を参照。

必要があろう。仮にそれが都市自治体の権限ではないとして、すなわち王権等による別の裁判権限に属していたとしても、これもまた当時のアミアンを知る上では貴重な「都市史料」ということになる。いずれにしても、市民社会で生じる様々な問題をめぐって訴訟裁治（裁判）権から非詳裁治権にまで及んで、それらがどのように機能していたのか、そのためには各機関がどのような書状や記録を生み出していたのかを考察することがますます重要となっている。この点にふれて、都市史研究の動向、ならびに都市史料論に関する本小論を結ぶこととしたい。